

報道関係者各位

平成24年度の年金額は0.3%の引下げ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000021a9c.html>

平成24年1月27日 厚生労働省年金局年金課（代表電話）03(5253)1111（内線）3336,3337

本日（1月27日）、総務省から、「平成23年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率がマイナス0.3%となった旨発表されました。

年金額は物価変動に応じて改定されるため、法律の規定により、平成24年度の年金額は、0.3%の引下げとなります。年金の受取額が変わるのは、4月分が支払われる6月の支払からです。

《平成24年度の年金額の例》

	平成23年度（月額）	平成24年度（月額）
国民年金〔老齢基礎年金（満額）：1人分〕	65,741円	65,541円（▲200円）
厚生年金＊〔夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額〕	231,648円	230,940円（▲708円）

＊ 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準

【特例水準の解消について】

現在支給されている年金は、平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より2.5%高い水準（特例水準）で支払われています。現在、この特例水準について、現役世代（将来、年金を受け取る人）の年金額の確保につなげるため、平成24年度から26年度までの3年間で解消することを検討しており、今年の通常国会に法案を提出することとしています。法案が成立すれば、平成24年度の年金額が、10月分が支払われる12月の支払から更に0.9%引き下がることとなります。[年金額の改定の仕組み\(PDF:155KB\)](#)

参考

平成24年度の国民年金保険料額は14,980円（月額）となります。
（平成23年度から40円の引下げ）

参考

年金と同様の物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている下記の手当についても、平成24年度は0.3%の引下げが行われることとなります。

＊ なお、平成12年度以降、年金とあわせて、物価下落時に据置き措置が採られた経緯から生じているこれらの手当の特例水準（1.7%）についても、平成24年度から26年度までの3年間で解消することを検討しています。
（平成24年度は10月分から更に0.6%引下げ）[平成24年度の手当額について\(PDF:110KB\)](#)

